

愛知県地域保健医療計画の中間見直しについて

1 趣旨

愛知県地域保健医療計画は、愛知県の保健医療対策の今後の基本方針を示すもので、さまざまな保健医療サービスを適正に提供することができる体制づくりを目的とした計画であり、5疾病（がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患）、5事業（救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療）及び在宅医療の医療連携体制の構築等について、記載されている。

医療法第30条の6の規定により、この医療計画は3年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは中間見直しを行うものとされている。

令和2（2020）年は3年目にあたることから、医療審議会において医療計画を見直し、必要事項の追加や時点修正、指標の追加などを行う必要があるため、5事業等推進部会の審議項目に係る部分について、委員の皆様にご意見を聴取する。

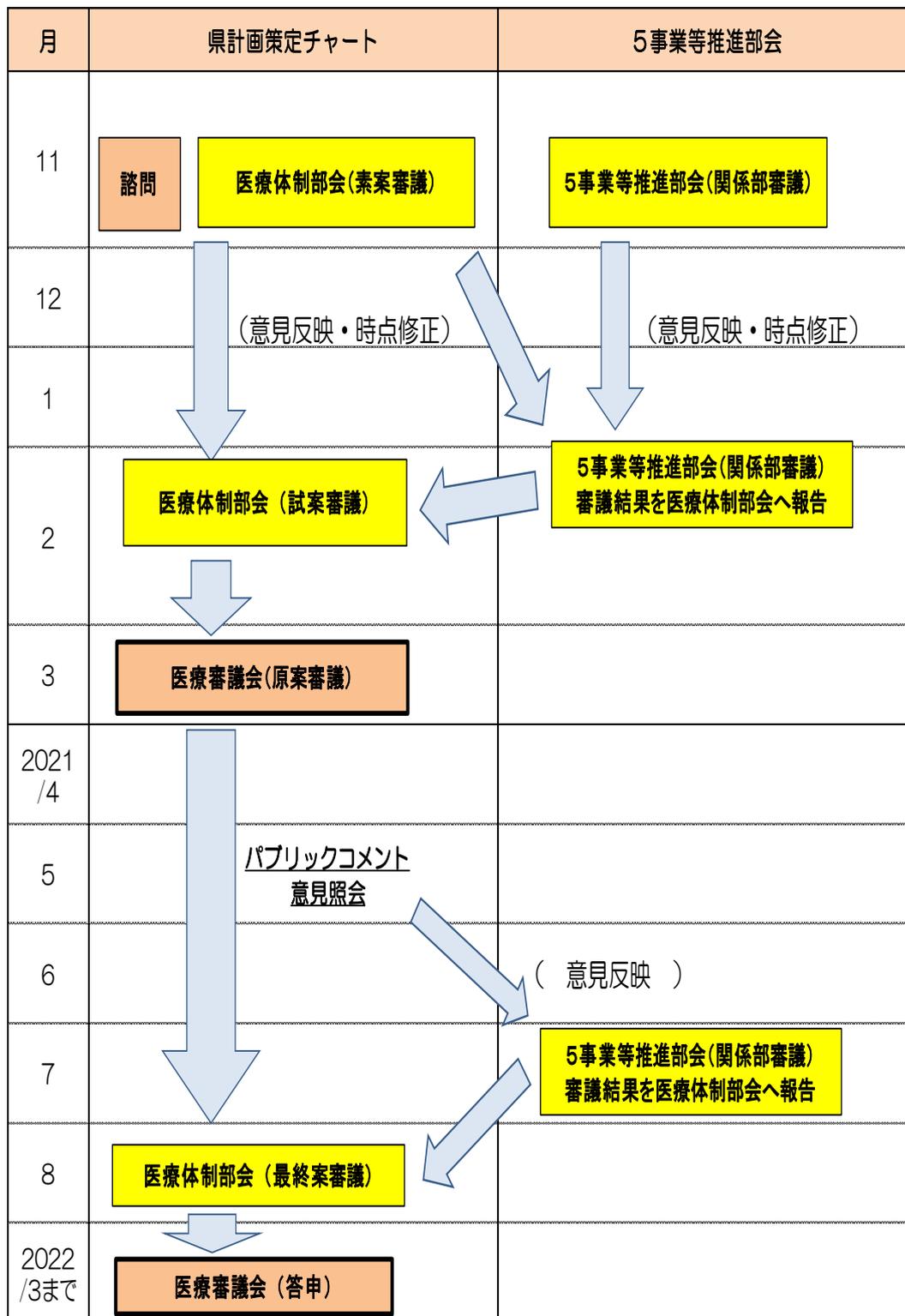
2 5事業等推進部会における審議項目

- ・5事業（救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療（小児救急医療を含む））
- ・在宅医療の確保に関すること
- ・保健医療従事者（医師を除く。）の確保に関すること

3 今回の見直しのポイント

(1)	時点の修正 医療法が改定され、計画期間6年間のうち3年ごとに中間見直しを実施することとしたことに伴う、各項目の時点修正。
(2)	医師確保計画の概要を追加 平成30（2018）年7月制定の「医療法及び医師法の一部を改正する法律」（平成30年法律第79号）により、新たに医療計画に定める事項とされた「愛知県医師確保計画」（令和2（2020）年3月策定）の概要を追加。
(3)	他計画との整合性の確保等 国が定める「医療提供体制の確保に関する基本方針」及び「医療計画作成指針」に基づき、令和2（2020）年度に改正された「愛知県高齢者健康福祉計画（第8期）」等、他の計画との整合性を確保するとともに、引き続き5事業（救急医療・災害医療・へき地医療・周産期医療・小児医療）及び在宅医療等の取組を推進する。
(4)	国の通知に基づく目標値の設定 令和2（2020）年4月13日付け国通知に基づき、「第4章 災害医療対策」及び「第7章 へき地保健医療対策」に係る目標値の設定を行った。

4 今後のスケジュール（案）



※ スケジュールは必要に応じ部会長と別途調整

※ 最終案審議後の計画に係る愛知県医療審議会 5 事業等推進部会への報告についても別途部会長と調整